

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）では、保護者が監護する児童に対して行う以下の4種の虐待行為を「児童虐待」と定義しています。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

（例）殴る 踏む 首を絞める 投げ落とす 熱湯をかける タバコの火を押しつける など

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

（例）子どもへの性交 性的暴行 性的行為を強要する 性器や性交を見せ付ける ポルノ写真の被写体にする など

ネグレクト（保護の怠慢）

保護者としての監護を著しく怠ること

- 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置
- 保護者以外の同居人による虐待行為の放置 など

（例）食事を与えない 入浴させない 病気でも病院に連れて行かない 子どもの意志に反して学校に行かせない 乳幼児だけにおいて外出する など

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な態度
- 児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力 など

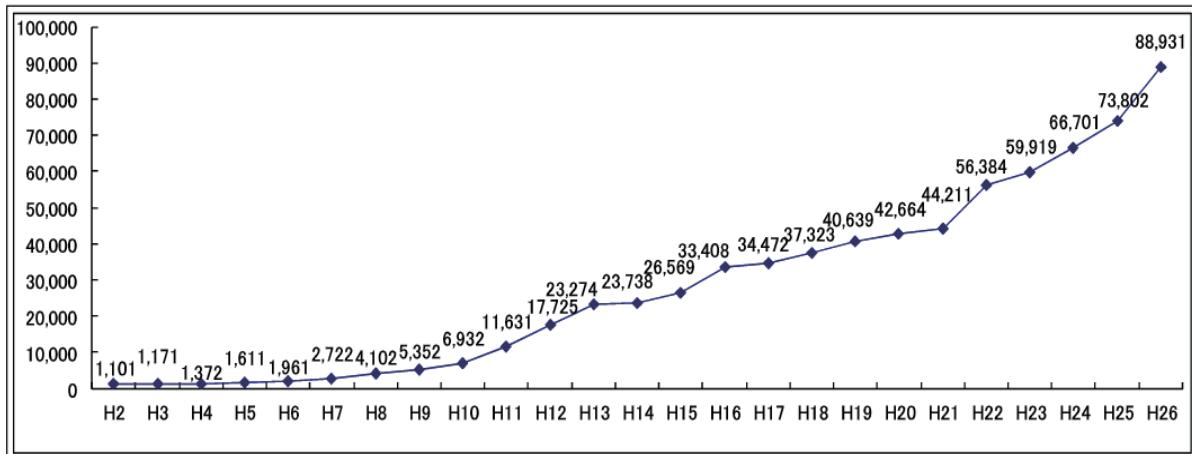
（例）言葉による脅かし 無視 拒否的な態度をとる 自尊心を傷つける言動をとる 他の兄弟と著しく差別する 夫婦間の暴力を子どもに見せる など

○しつけと虐待

一般的に、しつけというのは、子どもがきちんとした生活習慣や人と関わる能力、感情や意思を伝える能力などを獲得し、自立していくためのおおまかな道筋を親が示すことです。しかし、そのしつけに暴力や暴言を使うようになるとそれは「虐待」になる可能性があります。そこで、まず認識しておかなければならないことは、しつけは保護者の側、「虐待」は子どもの側からの見方であり、児童虐待かどうかは、愛情をもっているかなどの保護者の主觀に関係なく、子どもの側に立って判断する必要があります。

○児童虐待の現状（全国統計）

【児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移：平成26年度】



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

- 全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年に比べ、平成26年度は7.6倍に増加している。

【児童相談所における児童虐待相談対応件数の内訳：平成26年度】

種類別

種類	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)

- 心理的虐待が43.6%で最も多く、次いで身体的虐待が29.4%となっている。

虐待者別

虐待者	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他 ^注	総数
	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,624(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)

注 その他には祖父母、伯父伯母等が含まれる。

- 実母が52.4%と最も多く、次いで実父が34.5%となっている。

虐待を受けた子どもの年齢構成別

被虐待児	0歳～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生等	総数
	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)

- 小学生が34.5%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.8%、0歳から3歳未満が19.7%である。なお、小学校入学前の子どもの合計は、43.5%となっており、高い割合を占めている。

出典：「児童虐待の現状」(厚生労働省 平成27年)

○「もしかして、虐待？」～見逃さないで子どものSOSサイン～

児童虐待は、家庭という閉ざされた空間で行われることが多いため、見過ごされてしまうことが少なくありません。しかし、虐待を受けている子どもたちや虐待を行っている保護者たちは少なからず何らかのサインを出しています。こうしたSOSサインに周囲の人がいち早く気付き、関係機関に相談・通告（連絡）することが、児童虐待の早期発見につながり深刻化を防ぎます。

●虐待のSOSサイン

子どもの場合

- ・不自然な傷（あざ、打撲、やけど）
- ・大人（親）との身体接触を避ける
- ・乱暴な言葉遣い、又は極端に無口
- ・大人への反抗的な態度や顔色をうかがう
- ・そわそわして落ち着かない態度
- ・夜遅くまで遊んでいる
- ・家に帰りたがらない
- ・他人へのいじめ行為
- ・食べ物を貪るように食べる
- ・衣服や身体がいつも汚れている など

保護者の場合

- ・子どもを怒鳴りつける声が頻繁に聞こえる
- ・小さい子どもを家に残したまま、しおり外出している
- ・子どもの様子を具体的に語らない
- ・子どもがケガをしたり、病気になったりしても医者に診せようとしない
- ・アルコールを飲んで暴れている
- ・地域や親族などと交流がなく孤立している
- など

※ このような不自然さがあるからといって、必ずしも全てが虐待によるものと決めつけることはできませんので注意が必要です。

子どもを虐待から守るために5か条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡
(通告)
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳
(子どもの立場で判断)
- ③ ひとりで抱え込めない
(あなたにできることから即実行)
- ④ 親の立場より子どもの立場
(子どもの命が最優先)
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる
(特別なことではない)

（厚生労働省リーフレットより）



「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。



●こどもほっとライン（児童虐待相談窓口）

児童虐待の通告は義務です

「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」では、国民に対して、児童虐待の通告が義務付けられています。

通告の窓口は、市町、児童相談所、県の福祉事務所です。

栃木県では、これらの窓口を「こどもほっとライン」とし、児童虐待の通告や相談を受け付けています。

相談・通告から“支援”が始まります。「もしかして、虐待？」と思ったら、ためらわずお知らせください。

Q : もし、連絡した内容が間違っていたら…

A : 責任を問われることはあります。あなたの連絡が子どもを救う手がかりとなります。

Q : 連絡したことが当事者に知られないかが不安です。

A : 連絡を受けた関係者が連絡内容、連絡した人を特定できるような情報を漏らすことはありません。

Q : 連絡を受けたらどのような対応をするの？

A : 市町または児童相談所の職員が、対象となる子どもの自宅を訪問するなど、安全を確認するための調査を行い、保護者の相談にも対応します。

通告先（各市町・児童相談所・県の福祉事務所）の一覧は、栃木県のホームページで確認ができます。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/welfare/kodomo/gaykutaiboushi/1229945112780.html>



児童相談所全国共通ダイヤル

- 児童相談所全国共通ダイヤルとは・・・
- 虐待かと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
 - 「児童相談所全国共通ダイヤル」にかけるとお近くの児童相談所につながります。
 - 通告・相談は、匿名で行うことでもでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



※ 一部のIP電話からはつながりません。※ 通話料がかかります。